

---

# 教職員定数及び配置数からみた 公立高等学校の再編・整備に関する一考察

金子 玄      樋口 修資

---

## 抄録

人口減少社会が到来し、高等学校の生徒数も平成元年以来減少を続けている。こうした中で、平成27年（2015年）1月には義務教育では新たに学校統廃合の手引きが示された。高等学校においてもその影響は小さくなく、統廃合を含めた再編整備が各地の都道府県で行われているのが現状である。ただし、高等学校の再編整備は生徒数の減少ということだけでは片づけられない。歴史的な経緯をはじめ、施設整備などのハード面、学校としての適正規模や学校の特色など様々な要素が複雑に絡み合う。特に財政難の中で、教職員の人件費負担は非常に大きく、再編・整備を進める中でも大きな影響を及ぼす。その元となる教職員数は、高校標準法によってその標準が規定され、その教職員定数をもとに各都道府県等において教職員数とその配置が決定される。

高等学校の再編・整備においてもこの教職員定数や教職員数を十分に考慮する必要がある。これまでの再編・整備の歴史では特色ある学校づくり・多様化の方針のもと昭和50年代以降、多くの新しいタイプの学校が生まれてきた。このような学校は一定の成果をあげていることは確かであるが、特色や多様化を維持するため、再編によって想定以上の教職員数を必要とする。自治体は高等学校の再編・整備を十分に検討しなければ、後々の学校の維持に影響が出かねないばかりか、教育の質そのものが低下していく懸念がある。高等学校は私立学校が担う役割も非常に大きく、多くの自治体で7:3の割合によって定員を分け合ってきた。公立、私立の共存を考えたときに、私立学校との連携なくしては難しい。

こうした状況をふまえ、設置者である各自治体は再編・整備ありきの計画を急速に進めるのではなく、教職員定数の推移を見極めたうえで、教職員の年齢構成や採用計画など多角的にその再編・整備について捉えることが必要である。歴史的な背景等を踏まえたうえで、今ある資源の有効活用を含めた議論を行い、横断的かつ中長期的な視点に立った丁寧な計画が期待される。

## キーワード

学校統廃合 高等学校再編・整備 教職員定数 高校標準法 多様化 特色ある学校づくり

## I はじめに

総務省は平成23年（2011年）にわが国に人口減少社会が到来したと発表した。人口減少社会の到来は、教育のあり方にも大きな影響を与える。特に公立小中学校といった義務教育諸学校や公立高等学校など、自治体や学区といったその地域の住民に支えられる構造にある学校への影響は非常に大きい。

高等学校教育は、学校教育法の第50条にその目的として「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。」と位置づけられている。佐々木は、高等学校教育について義務教育の延長として普通教育のさらなる高度化を図る段階として位置づけられ、さらに進路に応じてという文言が旧教育基本法に対して付加されていることから進路や学科の特性等によって多様なカリキュラム編成が求められているといえる<sup>1</sup>と指摘している。こうした背景の中、その教育活動の根幹を担う教職員は、時代の変化や社会の要請から多忙化が進んでいる現状である。その教職員を数の面から支える教職員定数は、教育財政的見地、教育的見地の両面からみても学校における教育活動の基礎として大きな一部分を占めている。本研究では、高等学校の再編・整備について、歴史的背景を踏まえつつ、主に教職員定数やそれに伴う教職員配置数の面から捉え、課題についても考察する。

こうした公立学校の再編や統廃合に関する先行研究としては、小中学校を中心とした義務教育諸学校では多く研究がされていた。若林は、著書『学校統廃合の「社会的研究」』内で公立小・中学校の政策と統合を3つの段階に整理し、1つめは戦後及び昭和31年（1956年）の「新市町村建設促進法」を契機とした地域再編政策期、2つめは昭和45年（1970年）の「過疎地域対策緊急措置法」にともなう過疎化対策としての統廃合、そして3つめは平成以降の今後将来に向け長期的・構造的にしのびよる少子超高齢化段階における統廃合問題と指摘している<sup>2</sup>。小中学校での統廃合問題は、高等学校の再編整備とも大きく関わる問題であり、小中学校の統廃合が第3段階に突入をしている現状において高等学校のあり方を構築することは非常に重要である。しかし、これまでの高等学校の再編・整備に関する研究は、小中段階におけるそれと比べて数が少ないことや、各都道府県での高等学校の再編・整備の過程や背景などを事例研究するものが多かった。今回の研究では、今までにあまりテーマされてこなかった高等学校の再編・整備と教職員定数の問題を中心に解き明かしていきたい。

## II 高等学校における教職員定数（高校標準法）の成立過程

教育の根幹を担う公立学校の教職員の数は、法律によってその標準の数が定められ、その標準に基づいて各都道府県が条例によりそれを決定している。義務教育では「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）」と呼ばれるこの法は、昭和33年（1958年）に定められたものである。その法律の制定の要因となったのは義務教育費国庫負担法の成立である。現在も公立義務教育諸学校の人件費の1/3は国庫において負担する制度として教育行財政の根幹を担う制度であるが、戦前からその制度の枠組みは作られており、大正7年（1918年）の「市町村義務教育費国庫負担法」がその起源で

ある。義務教育費が地方と国で分担され保障されるという制度は、義務教育費に対する国庫負担金が同時に地方財政に対する調整補給の意味合いを持つようになった<sup>3</sup>。

終戦後は、教育行政も大きく変革されることとなったが、昭和23年（1948年）には義務教育費国庫負担制度にも大きな変更が加えられた。義務教育費国庫負担制度を軸にして、義務教育諸学校においては前出のとおり「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）」が昭和33年（1958年）に、また、高等学校における「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律」が昭和36年（1961年）に制定され、今日に至っている。その制定の必要性について、当時の松田文部大臣が「高等学校は、戦後の学制改革におきまして新しく設けられ、義務教育に続く学校として今日まで十数年を経過しておりますが、現在におきましては中学校卒業者の約57%を収容するに至り、わが国の学校教育において果たす役割はきわめて大きいのであります。しかしながら高等学校の設置、規模、教職員定数等につきましては、従来学校教育法、文部省令である高等学校設置基準等に基づいて実施して参ったのであります。何分にもその後高等学校教育の実態が大きく変化して参り、現行の規定が必ずしもこれに即応しないこと、また高等学校の教育課程の改定に伴い、これを運用するために必要な教職員定数を確保しなければならないこと、さらに、最近の地方財政の実情に、高等学校の設置等について国が一定の基準を示す必要があること、また今後における中学校卒業者数の急増に伴い、高等学校進学者数の増加に対処する必要があることなどの理由により、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準について、国の方針を策定することが緊要<sup>4</sup>」と、答弁している。この後、図1のとおり高校標準法は制定からこれまで6次にわたり改善がなされ、時代とともに変容をしてきた。特に、収容定員の基礎となる1学級あたりの生徒数は50⇒45⇒40人と減少していき、教育の質の改善とともに学級数あたり（生徒数の増減がそのまま反映されるわけではないが、大まかには生徒数の増減と連動する）の教職員数が増加していった。今後は、国、地方の財政状況の逼迫や実際の教職員の現状（年齢構成など教職員の実態）、また教職員の養成など直接的、間接的に様々な課題がある中で、現状、未来に即した定数改善が一層望まれる。

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次
年度	37～41	半数県42～46 半数県44～48	49～53	55～3	5～12	13～17
内容	学級編制及び教職員定数の標準の明定	45人学級の実施等	小規模校・通信制課程の改善等	習熟度別学級編制等	全日制の普通科等40人が旧の実施及び多様な教科・科目の開設等	少人数による授業等、特色ある高校への加配、教頭・養護教諭の複数配置の拡充等
改善増	11,573	16,216	7,116	10,238	23,700	7,008
自然増減	39,089	△15,245	15,738	32,114	△37,500	△23,200
差引計	50,662	971	22,854	42,352	△13,800	△16,192
計画完成年次の教職員数	166,250	190,985	213,483	255,500	240,383	222,986
学級編制の標準	50人	45人			40人	

図1 高校標準法の変遷<sup>5</sup>

財政面では、義務教育諸学校の教職員人件費と大きく異なり、高等学校の教職員人件費は国庫負担の制度がないため、地方交付税の算定基礎として国から地方へ財源措置されるものの、その経費は一般財源として設置者である地方公共団体が独自に措置しなければならないものである。高等学校費は、人件費の費用負担の大きさはあるものの、逆にいえば地方が戦略的にコントロールすることが可能である。高等学校の再編・整備によってその基礎となる教職員定数がどのように増減をするのかを見込むことは非常に重要であり、質の高い教育の実現と効率的な学校運営を両立させていくことがどの団体にとっても今後の課題であろう。

### Ⅲ 高等学校における再編・整備（統廃合）の歴史と現状

はじめに、新制高等学校成立の流れについて概観しておく。高等学校は、戦後、高校三原則といわれる小学区制、総合制、男女共学制の理念のもと新制高校として発足した。旧制公立中学校は1948年（昭和23年）の時点で2,600校存在したが、新制高校発足直後に約2,300校に整理され、1949年（昭和24年）9月には1,850校となった。この1,850校のうち、普通課程と職業課程とを併置するものが全体の1/3にあたる約600校、2つ以上の職業課程（普通科と職業科を同時におく課程）を設置する高校が約200校あり、あわせて全体の4割を占めていた<sup>6</sup>。このように新制高校では総合制の理念が掲げられ一定程度の進展をみせるものの、当時の文部省が総合制高校を全国一律に導入しようとはせず、その設置に地域間に温度差があったことや教育刷新委員会において総合制高校の分解や普通課程または職業課程のいずれかに重点をおくことなどの提案から、総合制の理念とはかけ離れる方向に進んだことにより、職業科（専門高校）が分離独立、その数が増加していった。1951年（昭和26年）には産業教育振興法が制定され、工業振興を掲げる産業界とも呼応して職業科の推進がなされた。1960年代に入ると、1950年代まではなんとか維持をしていた普通科のエリート校化が生徒数の増加、高校進学率の高まりによって困難になり、高校が大衆化されていった<sup>7</sup>。そうした現象に対応するため、1966年（昭和41年）の中央教育審議会「後期中等教育の拡充整備について」では、「学科等のあり方について教育内容・方法の両面から再検討を加え、生徒の適性・能力・進路に対応するとともに、職種の専門的分化と新しい分野の人材需要とに即応するよう改善し、教育内容の多様化を図る。」とあり、多様化の方向性に舵が切られるようになった。1970年代以降は、15歳人口の急増により対処が難しくなり、私立学校との協調により定員問題を解決しようとした。この協調により昭和50年（1975年）には、「公私立高等学校協議会の設置について」という文部省初等中等教育局長からの通知が発出され、中学校卒業生徒数の増加に対する相当数の高等学校新增設を課題としている。それに対処するため、「公立及び私立学校の緊密を高め、諸問題について協議し、配置計画等について十分な協議を行うことが適切」とされ具体には、15歳人口の急増・急減期において公私立高等学校においてそれぞれ受け入れる収容定員についておおむね7対3の割合で臨時的に増減させる仕組みが整備された。1970年代後半からは、生徒数急増に対応するため新設された高校が指導困難校化する例が多くみられ、新たな課題に対応するため大胆な改革をした総合選択制高校の設置がみられるようになる。当時の最底辺におかれた学校については、教科指導もほとんど成り立たない学校もある<sup>8</sup>など様々な課

題が山積しており、その解決策として設置が進められたものである。

上記が昭和時代における高等学校の設置等に関する概括的な流れである。平成に入ると、生徒数の減少が大きな課題となってきた。公立高等学校の生徒数は、図2に示すとおり平成元年度（1989年度）の約564万人をピークとし減少し続けている。平成26年度（2014年度）には333万人と大きく生徒数が減少している。こうした生徒数の減少は、学校数や学校規模の維持に大きく関わる問題であり、生徒数が減り続ける現在の状況下のままで適正な配置や規模を維持するためには、学校の統廃合を含めた再編・整備などなんらかの手段が必要になってくる。平成3年（1991年）の中央教育審議会答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」では、次のとおり答申された。「現在の普通科と職業学科に大別されている学科区分を見直し、普通科と職業学科とを総合するような新たな学科を設置することが適当と考えられる。この新たな学科は、今後、高等学校の整備・再編を進めるに当たって、職業学科を転換したり、普通科における職業教育の充実をより一層推し進める形で設置していくことが適当<sup>9</sup>」と答申され、この答申に基づき総合学科が検討・設置されていくことが方向づけられた。平成6年（1994年）以降多くの総合学科高校が誕生することになるが、こうした特色のある学校づくりは拡がりをみせ、多種類の学科やコース制、また従来的高等学校制度という枠だけに捉われない中高一貫校、多部制定時制高等学校、単位制高等学校など新しいタイプの学校も出現している。

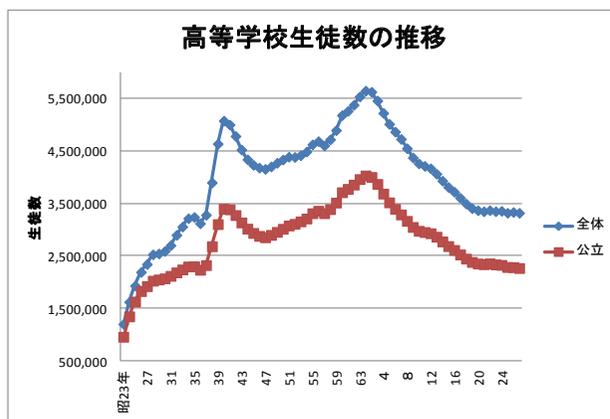


図2 高等学校生徒数の推移（学校基本調査より筆者作成）

高等学校の再編・整備について杉野らの調査研究によれば、平成25年12月現在、ひと段落した一部の県はあるものの、47都道府県全てで何らかの高校教育改革・再編整備に関する審議会答申や計画策定がされており、そのうち40の都道府県で平成20年度以降に行われており、こうした時代の変化に対応して急ピッチで再編整備が進められている<sup>10</sup>。また、杉野らは、昨今の高校教育改革について「高校2校を統合して総合学科高校や単位制の高校を新しく整備するようなケースを取り上げると、これは新しいタイプの高校を整備するという意味では高校教育改革再編整備と呼ぶことができるが、統合するという点では明らかに再編整備である。高校生徒数のピーク以降、このような整備は全国的に進められてお

り、高校教育改革と再編整備を同時に進めている<sup>11</sup>」と指摘した。これは、高校教育改革と再編整備が一体となって進行していることに対して、高校教育改革の後退であると指摘している。再編整備の典型例として進められた総合学科高校や単位制高校の設置については、様々な状況をうけ、課程別生徒数の比率も変化している。学校基本調査によれば、生徒数の比率において昭和30年（1955年）には、普通科59.8%、職業学科（専門高校）40.1%、その他（理数科など）0.1%であったものが、昭和60年（1985年）には、普通科72.1%、職業科27.1%、その他0.8%と職業科の割合が大きく減少している。平成6年に総合学科が制度化され全国に7校の総合学科高校が誕生すると、その割合は徐々に増加し、平成7年（1995年）には、普通科74.2%、職業学科23.8%、その他1.9%、総合学科0.1%となり、平成17年（2005年）には普通科72.6%、職業学科20.8%、その他2.8%、総合学科3.8%となった。平成26年（2014年）現在、普通科72.6%、職業学科18.9%、その他3.2%、総合学科5.3%となっている<sup>12</sup>。専門高校（職業学科）の割合が低下し、その分その他や総合学科の割合が増えているといえるが、ここ数年は総合学科の伸長率も鈍化傾向にある。今後は、さらなる異なったタイプの学校が増えていくと考えられ、普通科の減少と他の新しいタイプの高等学校の増加が見込まれると考えられる。

生徒数の減少により学校の特色化、多様化と同時に取り組まなければならないことが、学校の適正規模化である。昨今、義務教育段階において、平成27年1月27日「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」という新たな指針が示された。この小中学校の統廃合の手引きの変更は約60年ぶりということもあり、非常に大きな反響を呼んだ。その手引きに次のような記載がある。「生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられ」とある。一方で、高等学校の適正規模というものについては、特に国全体としては定義づけられていない。しかし、これから更に進行することが予想される少子化に伴って高等学校も、一定の集団規模を確保できずに、更なる統廃合を含めた再編・整備の波が到来することは容易に想像できる。この課題は少子化に伴い高等学校がそれまでの規模を維持できなくなるということだけでなく、公立高等学校が多様化する社会のニーズを受け止められるかということも大きく関わってくるであろう。

#### IV 高等学校再編・統合の細分化と再編・整備の特色

一概に新しいタイプの高等学校の増加といっても、その実際の再編・整備のあり方はいくつかの種類に類型化される。

- ① 少子化に伴う地区の生徒数減に伴う学級数減で高等学校として最低限の規模を維持できなくなるため、近隣の高等学校と統合を図るもの（パターンⅠ）
- ② 既設校単独で、または複数校を再編して総合制高等学校を創設するもの（パターンⅡ）
- ③ 既設校単独で、または複数校を再編して総合学科や単位制高校等を創設するもの（パターンⅢ）
- ④ 工業や農業科などの専門学科高校の改編を図るもの（パターンⅣ）

⑤ 自治体独自の取り組みによって、新しいタイプ（中高一貫校、多部制定時制高校など）の学校を創設するもの（パターン V）

大きく分けてこの5タイプである。人口減少の激しい地域では、パターン I が多くみられると考えられるが、人口減少が比較的緩やかな地域においてもその他のパターン等で何らかの高等学校再編等が必要と考えられる。ただし、パターン I の場合は、教育的な見地からの再編といった色合いが薄くなってしまふ。パターン II については、1980年代（昭和50年代中～後半）からよくみられたパターンである。前節にも述べたが、総合選択制高校は後の総合学科のモデルとも考えられ、同一敷地内に一体的教育環境のもとに設置し、相互の交流・連携を認めて相互履修の幅を広げるというものであった。パターン III については、平成6年（1994年）以降多くみられたパターンである。平成6年（1994年）に7校、平成7年（1995年）に16校、平成8年（1996年）に22校が開校した。この45校のうち43校は既設校の再編で誕生した。この学校選定には、国が掲げたプランと「学校の活性化」をかけた高校側の思惑が一致したと指摘されている<sup>13</sup>。高校の選定には各県の思惑もあり、当時は主流であった小学区制の下、多様な進路に対応できない県や、特定の学科の進学希望を満たすために総合学科を取り入れた県もあると同時に指摘されている<sup>14</sup>。パターン IV、専門高校（職業学科）の再編である。生徒数の減少から、魅力ある専門学科の確立のため整備をするパターンである。専門高校は、非常に進学意欲も高く、普通科で多様な進路を持つ高校よりも目的意識が高いことが指摘され<sup>15</sup>、高校全体の生徒数に占める専門高校の割合は低下傾向にあるものの、今後も多様化する進路や希望に対応すべく対応をしていくことが必要である。パターン V では、連携型中高一貫校、多部制定時制高校等を設置する場合である。このパターンでは多様化する学び方、進路など新たな課題に対応するため昨今多くの自治体で設置が進んでいるものである。

次にこうした再編・整備にかかる実際の計画について考える。上記のパターンでも再編・整備は何かしらの意図をもち、ねらいが重要となってくる。その中で、高等学校の再編・整備に関してキーワードとして挙げられるのは、学校の特色化、多様化、適正規模化である。

どのパターンにおいても再編・整備にはそれぞれの学校の特色、そして多様化ということが重要視されている。多様化という言葉については、昭和41年（1966年）の中教審答申「後期中等教育の拡充について」では、従来の分化をソフトで歯ざわりのよい言葉で示したという指摘もある<sup>16</sup>。出生数の増や高等学校の進学率の向上に伴う生徒数の急増対策によって作られた学校の多くが多様化、個性化の名のもと多くの普通科高校が生み出され、その多くは教育困難校であった<sup>17</sup>と指摘されている。その後、昭和59年の通知において、入学者の選抜方法については「各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判断して行う」とされた<sup>18</sup>。その後、昭和63年（1988年）の文部白書に特色のある学校づくりを示したその一文が見いだせる。「都道府県、各学校では、従来から地域や学校の実態、課程や学科の特色及び生徒の能力、進路等に配慮して教育内容・方法の多様化に取り組むとともに、情報化や国際化等の社会の変化に対応した特色ある学校づくりを進めてきた<sup>19</sup>。」とある。

図3のとおり高校への進学率がほぼ100%に近づいている現状において、公立の高等学校は私学との違い、他の公立高等学校との違いなど特色という形で魅力的に他校との違い

を打ち出さなければ、募集定員を満たせなくなる可能性もある。そうした状況は望ましくないため、特色は非常に重要なキーワードとなる。

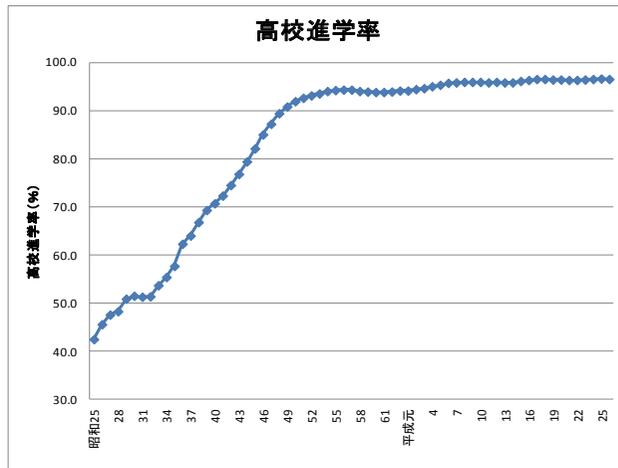


図3 高等学校進学率 (学校基本調査より筆者作成)

特色とは、他と異なっているという意味であるが、簡単にいえば、各学校がそれぞれの違いを出していくということになる。磯田は、特色ある学校づくりについて1980年代以降のアメリカ公立学校改革の中心的理念のひとつとなる考え方に通ずるものがあると指摘し、その考え方は学校に教育課程、人事、予算等の権限を与え、学校が自主的、自律的に活動することによって、公立学校が改革されるというものである<sup>20</sup>。各学校により特色を打ち出さなければならず、その要求が強すぎる場合には、進学、部活、行事など学校長等はなんとかして特色を出さざるを得なくなることも考えられる。学校に人事権がない場合が多いわが国の制度においては、特色にも教職員定数が算定される場合とそうでない場合があり、都道府県等の設置者によって教職員が措置されなければ、現有の人数で遂行するしかないため、特色の打ち出し方にも差がつきやすく特色のある学校とない学校とで二分化されやすくなるということも考えられる。課程や学科の再編をはじめとし、コース制といった教育課程等に関する特色と、進路指導や生徒指導といった学校運営面での特色など学校がそれぞれの状況に応じた特色を打ち出している。中学生やその保護者のニーズを十分にくみとって、私立学校とは異なる公立学校らしい特色を打ち出せるかということが公立高等学校の活性化に欠かせないファクターである。

特色と同時に学校の適正規模化ということも重要である。人口減少が進む中で、教育施設を含む多くの行政庁舎等が適正規模化という名で縮小化されている。高等学校の適正規模は時代や地域によっても異なるが、最近では次のような考え方が示されている。

佐賀県<sup>21</sup>「県立高校の望ましい規模において (2012年)」では次のような考え方が示されている。

○多様な個性を持つ生徒と出会うことにより、お互いに切磋琢磨する機会が得られるか。

- 生徒の学習ニーズに応える多様で柔軟な教育課程が編成できるか。
- 教職員を適正に配置し、高等学校教育の専門性が確保できるか。
- 生徒会活動や部活動は活性化し、充実するか。
- 大人数で競合することなく施設・設備を効率的に活用できるか。 など

埼玉県<sup>22</sup>では以下のとおり考え方が示されている。

平成2年の埼玉県高等学校教育振興協議会答申では、生徒減少期における本県高等学校の適正な規模について、標準を18学級（学年当たり6学級）とし、最大を24学級（8学級）、最小を12学級（4学級）とすることが望ましいとしている。しかし、その後、40人学級が完成し学級規模が縮小したことや、社会・経済構造の改革が、今後、進んでいくことなど、社会情勢の変化も勘案しながら、適正な学校規模について、さらに検討を加える必要がある～中略～一方で、生徒数の減少に伴い学校の小規模化が進むと、多様な教育課程の編成が困難になったり、学校行事などの特別活動や部活動の活力が欠けたりするなど、学校運営上の課題が生ずることから、各学校が活力ある教育活動を進めるためには、一定の学校規模の確保が必要である。

千葉県 県立学校改革推進プラン骨子案<sup>23</sup>では次のように示される。

- 多くの友人・教師との触れあいやお互いの切磋琢磨の機会を確保し、教育課程の柔軟な編成や活力ある教育活動が展開できるよう、学校の規模・配置の適正化を進める。
- 多様な学校の中から、生徒が興味・関心、適性等に応じて学校が選べるように、各校の特色を更に深化させる。
- 1校当たりの適正規模を、原則都市部で1学年6～8学級、郡部で1学年4～8学級とし、適正規模に満たない学校は統合を前提とするが、学校・地域の状況等により統合しない場合もある。
- 統合など学校の適正な配置に当たっては、地域における学校の在り方などについて、地域関係者からも意見を聴きながら、検討を進める。

なお、平成23年度における都道府県立高等学校の望ましい適正規模は次の表1のとおり調査がある。

表1 高等学校の適正規模にかかる各県の考え方<sup>24</sup>

学級数	2～8	3～8	4～6	4～8	5～6	5～8	6～8	6	8	なし
県数	1	2	1	30	1	1	7	4	2	2

このように、1学年の学級数として望ましいのは主に4～8学級程度として考えられており、あまりに小規模、逆に大規模の学校は望まれていない。普通科と専門学科といった学科の違いはあっても、学級編制、教育課程の編成や部活動、行事等の関係から一定程度の規模は確保することが重要である。

小規模校のメリット及びデメリットについては、地理的要件から小規模校の多い北海道での研究例がある。研究では、「生徒の進路ニーズが多様化しているので、必修教科に加えて進路に合わせた教科選択を可能にする必要があり、できるだけ細分し要望に応えられるようにしたいが、小規模校がゆえの限界が生じてしまう。学校が小規模になればなるほど教材研究の科目が増えますので、その分負担は大きい<sup>25</sup>。」と指摘され、小規模校の課題を浮き彫りにしている。小規模校は、当然、校舎の維持といったハード面での負担が大きくなるという課題が前提にある。しかし、新たな再編・整備をした場合でもハード面の初期投資が一定程度必要であることも事実である。更に、指導面においては、小規模校では一人一人の生徒と教職員の距離が近く、目が行き届きやすく、見方によっては個に応じた指導が可能であるという大きな利点もある。再編・整備の推進、小規模校の活用を含めた現状の維持、どちらにしても、生徒の多様化に応じたカリキュラム編成など山積する課題に対してどう対応していくかが今後の課題である。

次節で触れるが、こうした再編・整備を行うと教職員定数の算定数も変化することになる。公立高等学校の教職員定数は、高校標準法によってその標準が定められ、設置者である各都道府県等によって教職員の配置が決定される。配置の基礎となる教職員定数の標準を算定するには、どのような再編・整備が行われるかによって算定数が大きく異なってくることになる。特に、学科改編を伴う場合には注意が必要であり、算定される標準の教職員定数によって地方交付税等も異なってくるため、財政当局、教育委員会内でも高等学校再編・統合を進めるセクション、教職員定数セクションなど、全庁的によく連携することが求められる。

## V 教職員数（教職員定数）と高校の再編・整備の関係

ここまで、高校改革についてその現状を検証してきた。本節では、現行の高校標準法によってその特色を下支えすることができるかを検証する。教育費の多くを占める人件費は高等学校の運営上最も重要なファクターの1つであり、人件費の裏付けがなければ高校改革の更なる遂行も困難なものとなる。高校標準法は、都道府県全体の教職員定数の標準を求めるものであるため、そのままその数が教職員数ということではないが、学校規模や学科等から算出される算定数は地方交付税の算定基礎数値ともなるため、非常に大きな意味がある。

高校標準法において、教職員人件費は主として次の図4ように算定される。

この算定式の合計が当該自治体の高等学校等の標準的教職員定数であることから、個々の学校の教員配置数とは異なるものの、上記のように教職員定数が算定される。再編・整備が起こったときの教職員定数の動きとして次のとおりパターン化して考察する。

- ① 全日制普通科の収容定員で1校480名の学校2校が統合されて960名の学校が1校できた場合

このような事例は施策的な再編・整備というよりは単なる物理的な統廃合になるため、施設整備等の側面等を考慮すれば、ケースとしては非常に少ないと考えられるが、次の図5のとおり算定される。

教職員定数及び配置数からみた公立高等学校の再編・整備に関する一考察

○校長定数学校数×1		
○教頭定数収容定員が201人以上の課程数×1		
// 681人以上複数学科設置課程数×1		
// 921人以上の複数学科設置課程以外の課程数×1		
通信課程数×1		
○教員(1)～(6)の合計数		
(1)規模別		
全日制	定時制	通信制
収容定員が40人以下の課程の収容定員	収容定員が40人以下の課程の収容定員	生徒数が1～600人÷46.2
の総数÷8	の総数÷8	// 601～1200人÷66.7
41～80人//÷11.4	41～80人//÷11.4	// 1201人以上÷100
81～120人//÷15	81～120人//÷15	
121～240人//÷16	121～240人//÷18.5	(注)各課程ごとに、生徒数を上記の各
241～280人//÷16.4	241～280人//÷19.3	段階に区分して各段階ごとに算定し
281～400人//÷17.1	281～440人//÷20.7	
...	...	
(2)習熟度別指導・少人数指導		
全日制	定時制	
収容定員が321～560人の課程数×1	収容定員が441～920人の課程数×1	
// 561～680人//×2	// 921人以上//×2	
// 681～1040人//×3		
// 1041～1160人//×4		
// 1161人以上//×5		
(3)通信制課程の大規模校加配		
生徒数が2401～3000人の課程数×1		
// 3001～3600人//×2		
// 3601人以上//×3		
(4)生徒指導担当(進路指導・教育相談担当)		
全日制	定時制	通信制
収容定員が681～1040人の課程数×1	収容定員が441人以上の課程数×1	課程数×1
// 1041人以上//×2		
(5)その他学科に応じた加算		
その他に農・水・工に関する学科、商業・家庭に関する学科、情報に関する学科、美術・音楽・体育に関する学科、理数科、衛生看護科、福祉科、外国語関係学科、国際関係学科、総合学科のそれぞれの学科の収容定員等を考慮して個別に教員定数を加算。		
(6)寄宿舎舎監定数		
寄宿舎生徒数51人以上×1		

図4 高校標準法における算定<sup>26</sup>

収容定員	480	720	960
8条	1	1	1
9条	1号	1	2
	2号	27	48
	4号	1	3
	6号	0	1
合計	30	45	55

図5 収容定員における教職員数の算定

480人の倍であるから、実際には960名の収容定員に対して、480名の学校2校ならば60名（実際には480名の学校2校で算定するため、9条2号定数が55名という算定になるため61名となる）、960名の学校1校ならば55名という結果になる。あくまで目安であるが、1校に再編することにより5名の教職員定数を削減することが可能である。

② 全日制普通科の収容定員で1校480名の学校2校が再編整備されて720名の総合学科高校が1校できた場合

この場合、収容定員ベースで240名の減、1学年で2クラス80名の減が見込めることから、生徒数減そして教育的効果を狙う総合学科への改編を図るため、こうした再編・整備は広く行われてきた。まず、基礎的な部分である定数は、上の図4のとおりであるため、45名となっている。これに、総合学科に関する加算数10程度が加わるため、全体としては教員の算定数は約55となる。2校で61だった定数が56となる。収容定員が240名の減であることから、総合学科の設置はその加算数が大きく負担となるため、再編整備を行ってもそれほど多くの教職員定数の減少は見込めない。

総合学科は、収容定員に応じて文部科学大臣の定める数が加算されるため、これが教職員定数の増加分の主な原資となる。総合学科や単位制といった学校は、その維持運営により多くの教職員数を必要とするため法律施行令によって加算数が定められている。

【参考】

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令

第二条

- 2 法第二十二条第二号の政令で定める学科は、次の表の第二欄に掲げる学校の種類等に応じ同表第三欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める数は、同表の第三欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の第四欄に掲げる数とする。

普通教育に関する科目及び専門教育に関する科目を生徒の選択によることを旨として総合的に履修させる学科（以下「総合学科」という。）	法第九条、第十一条又は第十二条の規定により算定した数に加える数 当該学科の生徒の収容定員等を考慮して文部科学大臣が定める数
---	---

このように収容定員によって標準法が定められているため、今後生徒数が減少しても収容定員が減らない限りは大きく教職員定数が減ることはないという仕組みにある。しかし、当然生徒数の減少に合わせて収容定員も減っていくことは避けられない。高校標準法では、教職員定数の標準を定めるものであり、実際の教職員数ではないものの、義務教育諸学校のように国庫負担の対象ではないため、設置者の施策や裁量による部分が非常に大きい。

では、実際の教員配置数はどのような現状にあるのか。収容定員が同規模の場合でも非常に異なっているのが現状である。平成25年（2013年）以降のA、B、Cの3つの自治体における同規模（18クラス規模）での本務教員数、生徒数を抜粋する。18クラスの普通科全日制の場合、高校標準法では45人が算定される。

この表2のように同規模でも自治体ごとによりかなり差があることがわかる。一般に、（教員数/クラス数）では、1クラスに何人の教員が配置されているかということであり、数値が小さい値であれば標準法の視点からみてクラス単位での教員の配置が少ないということであり、一方（生徒数/教員数）では、教員1人あたりが受け持つ生徒の量であることから、小さい値である方がよりきめ細やかな対応ができると考えられる。

表2 18学級規模における本務教員数、生徒数

自治体	課程	学科	クラス数	教員数	生徒数	教員数/クラス	生徒数/教員数
A	全日制	普通	18	47	645	2.61	<b>13.72</b>
A	全日制	普通	18	45	716	2.50	15.91
A	全日制	普通	18	45	716	2.50	15.91
A	全日制	普通	18	44	717	2.44	16.30
A	全日制	普通	18	43	719	2.39	16.72
A	全日制	普通	18	41	718	2.28	<b>17.51</b>
A	全日制	普通	18	39	657	<b>2.17</b>	16.85
B	全日制	普通	18	47	666	2.61	14.17
B	全日制	普通	18	45	716	2.50	15.91
B	全日制	普通	18	43	706	2.39	16.42
B	全日制	普通	18	43	717	2.39	16.67
B	全日制	普通	18	43	708	2.39	16.47
B	全日制	普通	18	42	716	2.33	17.05
C	全日制	普通	18	50	715	<b>2.78</b>	14.30
C	全日制	普通	18	50	711	<b>2.78</b>	14.22
C	全日制	普通	18	49	716	2.72	14.61
C	全日制	普通	18	47	710	2.61	15.11

自治体Aでは、生徒数/教員数の開きが大きく、13.72~17.51人と非常に幅がある。これは、生徒数からみた時に学校ごと大きな差をつけて教員を配置しているということになる。同クラス規模（基本的には40人学級）であることから、18学級規模の学校には720人が基本的な生徒数となる。生徒数が少ないということは、中途退学者が多いという予想もできる。自治体Bでは、数値に差が小さいことから、同じような教員配置をしていると考えられる。自治体Cでは、AやBに比して教員配置が若干多いのではないかとこの予想も立てられる。同様に21学級規模で比較をしたのが表3である。

表3 21学級規模における本務教員数、生徒数

自治体	課程	学科	クラス数	教員数	生徒数	教員数/クラス	生徒数/教員数
A	全日制	普通	21	54	842	2.57	15.59
A	全日制	普通	21	52	835	2.48	16.06
A	全日制	普通	21	51	800	2.43	15.69
A	全日制	普通	21	50	835	2.38	16.70
A	全日制	普通	21	49	831	2.33	16.96
A	全日制	普通	21	49	837	2.33	17.08
A	全日制	普通	21	49	827	2.33	16.88
A	全日制	普通	21	49	836	2.33	17.06
A	全日制	普通	21	49	838	2.33	17.10
A	全日制	普通	21	48	839	2.29	17.48
A	全日制	普通	21	48	833	2.29	17.35
A	全日制	普通	21	48	819	2.29	17.06
A	全日制	普通	21	48	832	2.29	17.33
A	全日制	普通	21	47	837	2.24	17.81
A	全日制	普通	21	47	833	2.24	17.72
A	全日制	普通	21	47	837	2.24	17.81
A	全日制	普通	21	46	833	<b>2.19</b>	<b>18.11</b>
B	全日制	普通	21	65	838	<b>3.10</b>	<b>12.89</b>
B	全日制	普通	21	60	837	2.86	13.95
B	全日制	普通	21	54	838	2.57	15.52
B	全日制	普通	21	52	835	2.48	16.06
B	全日制	普通	21	51	838	2.43	16.43
B	全日制	普通	21	49	840	2.33	17.14
B	全日制	普通	21	48	834	2.29	17.38
C	全日制	普通	21	60	837	2.86	13.95
C	全日制	普通	21	56	843	2.67	15.05
C	全日制	普通	21	54	837	2.57	15.50
C	全日制	普通	21	53	837	2.52	15.79

教員数が本務教員数での比較であるため、兼務教員数を含まない。普通科にもコース制や学校独自の特徴などがあるため、同じ全日制普通科といえども条件は一様ではない。こうしたデータをもとに、教員数が多い、少ないといった判断は早計かもしれないが、ある程度の開きがある

ことから、教員配置には自治体ごとに施策的な判断があると考えられる。学力や学校の特徴、中退率等、教員配置をするうえでどのようなファクターが最も影響を与えているのかは自治体ごとに異なると考えられ、施策のキーポイントである。学力上位の進学校や、逆に生徒指導等が必要な困難校には手厚い措置を行い、中間層にはその分のしわよせがきているとも考えられる。また今回の比較対象は、本務教員数であることから、僻地に立地しているか（教員が通いやすいか）という都道府県内における交通便の状況といった間接的要因にも影響される可能性がある。

次に、再編・整備にかかる教員配置数の変遷について検討する。ここでは、A県における再編整備の結果を考察する。A県では、最も生徒数が多かったのは平成元年ごろであり、それ以降減少を続け平成18年ごろに一旦ボトムを迎え、また緩やかな増加傾向に転じたものの平成27年ごろ以降からまた緩やかな減少を続けていくと予想されている。他県の動きと同様に平成10年代には生徒数の減少及びニーズの多様化等に合わせて高校再編・整備をしてきたという経緯が背景にある。

まず、平成15年（2003年）に再編が行われた例を表4に示す。本例は、18学級同士の普通科のA高校とB高校が再編され、普通科C高校ができたというケースである。再編後のC高校は多様な科目を設置した学校として再編された。

表4 高等学校再編整備における教職員数、生徒数の変遷例①

年度	校名	学級数				生徒数	教職員数
		合計	1年	2年	3年		
H12	A	18	6	6	6	666	50
	B	18	6	6	6	538	51
H13	A	15	3	6	6	545	43
	B	15	3	6	6	418	43
H14	A	12	3	3	6	446	41
	B	12	3	3	6	340	39
H15	C	18	6	6	6	684	54

18学級の学校も当初は本務教員数50名程度であったが、再編後は54名と多少の増となっている。本例では、ほぼ学校規模が変わらないAとBの高等学校が新たにCという学校に統合された。この場合、A高校もB高校も募集を継続して行い、対等な関係をもってC高校へ再編されている。C高校の整備に伴い、かなり手厚い教職員の配置をされている。平成12年度にはA、B両校で生徒数1,204名に対し教職員は101名で教員一人当たりの生徒数は11.9名である。再編後の平成15年度には、生徒数684名に対し教員は54名と教員一人当たり12.6名となった。実際には、A、Bの両校とも学力的に課題のある生徒が多く、厳しい面もあった。多様な科目の設置等再編によるものであると考えられる。

次に、工業系の高等学校が再編された例を次の表5のとおり示す。

表5 高等学校再編整備における教職員数、生徒数の変遷例②

年度	校名	学級数				生徒数	教職員数
		合計	1年	2年	3年		
H12	D	18	6	6	6	638	61
	E	9	3	3	3	330	36
H13	D	18	6	6	6	637	60
	E	6	0	3	3	208	32
H14	D	18	6	6	6	635	61
	E	3	0	0	3	94	21
H15	F	18	6	6	6	654	64

本例では、Eの高等学校が徐々に募集を停止していった、Dの高等学校と統合をするという例である。工業高校という特殊性もあり見た目上はE高校の整理といった形に見受けられる。学校規模もDからFにかけてほとんど変化がない上に、教職員数も3名の増（平成14年⇒平成15年のD⇒F高校）と再編整備に関する支援といった形での措置であると考えられる。

総合学科高校開設に向けた例としては、次のとおり挙げられる。なお、この例は多いので2例（表6、表7）挙げることにする。

表6 高等学校再編整備における教職員数、生徒数の変遷例③

年度	校名	学級数				生徒数	教職員数
		合計	1年	2年	3年		
H13	G	17	5	6	6	514	46
	H	17	5	6	6	596	46
H14	G	14	3	5	6	423	43
	H	14	3	5	6	473	42
H15	G	11	3	3	5	379	38
	H	11	3	3	5	381	38
H18	I	18	6	6	6	673	58

表7 高等学校再編整備における教職員数、生徒数の変遷例④

年度	校名	学級数				生徒数	教職員数
		合計	1年	2年	3年		
H13	J	22	6	8	8	859	54
	K	21	6	7	8	793	53
H14	J	17	3	6	8	656	46
	K	16	3	6	7	590	45
H15	J	12	3	3	6	464	38
	K	12	3	3	6	452	39
H18	L	18	6	6	6	703	56

※表6、7において年度が平成18年度となっているのは、総合学科完成年が平成18年度であるため

G高校とH高校は、ほぼ同規模の高校であったが、それをI高校に再編整備した。学校規模としては1クラスの増であるが以前より生徒数が増えている。再編整備の効果から中途退学者等の減少が考えられ、実質的な教職員数の増加となっている。J高校、K高校がL高校に再編された例では、再編前は両校合計で1,652名で107名の教職員で教職員一名当たりの生徒数は15.4名あったが、再編後は12.5名となり、割合的には大幅な教職員数の増加となっている。

このように、再編、整備によって改善される事柄もあれば、生徒一人当たりの教職員数は結果的に増加となり、将来的な人件費負担の増加となる可能性もあることなど、多方面の角度から検討が必要である。財政当局が、人口減少に伴う生徒数と同様の割合で教員数が減っていくと想定しているとすれば、それが大きな外れということになる可能性がある。今後は人口減少が進む中で実際に必要な教職員数をどのように見積もるかということが課題である。特に、高等学校では教科免許であるため、どの教科がどれだけの教員数を必要とするかを綿密に計画しなくては、将来的な過員、欠員が大きくなる可能性がある。一定程度は臨時的任用職員や非常勤職員といった非正規雇用の教職員で賄ったとしても、正規の教職員数があまりにも低下することは教育の質の低下にも直結するものと考えられる。こうした事態を避けるためにも、各自治体は、状況に応じた教職員の供給に関

する計画を早い段階から綿密に立てることが求められる。

一方で、この4つの例では、生徒数の減少に伴う再編・整備という側面だけではなく、政策的側面も大きいと考えられる。その結果、全体として教職員数のスリム化という色合いが濃くなっている。更に、同規模同士の学校が再編され、同規模の学校ができるとしたときに、通えるはずであった生徒半数がその学校に通えなくなることもまた事実である。かつての適格者主義とまではドラスティックに表現されないにしても、再編・整備によって学校数が少なくなれば、入学者選抜が厳しくなるのは避けがたい。教育困難校においては、それによって困難校というポジションから改革（脱却）できたという側面もある。特に全日制困難校同士の再編の場合には、あぶれた生徒は定時制や通信制、私学など本意とは違った道に進むことになる可能性が大きい。こうした状況の賛否、是非の別はあるが、生徒数の減少、教育の多様化等を発端とする再編・整備が生徒にとって別の影響や効果を生み出すことも十分に注意して計画をしていかなければならないといえる。

## VI 私立高等学校との共存

公立高等学校とともに私立高等学校もわが国では重要な役割を果たしている。私立学校は、教育基本法第8条に位置づけられ、「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない」とある。高等学校では、学校数で約25%、生徒数で約30%を占め、生徒にとっても私立高等学校への進学は大きな選択肢の1つとなっている。私立学校も公の性質を有すると規定される一方で、その自主性が重んじられている。公の性質とは、平成15年（2003年）3月の中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」では、「学校には、国民全体のために一定水準の教育条件を確保するために運営の安定性や継続性を担保する能力が求められていること」とされ、「公の性質」を一般化すれば、①国民全体のために教育が行われること、②一定の教育内容と教育水準を確保することとされている<sup>27</sup>。こうした教育に関する公の性質を担保する一方で、私立学校では特定の宗教活動の実施や義務教育段階での授業料の徴収など、公立学校では認められない制度についても幅広く実施されている。また、建学の精神に基づいた学校づくり、教員の人事異動がほとんどないことや施設設備、学級規模などで自由がきくことから、特色ある学校づくりを全面に打ち出しやすい<sup>28</sup>。こうしたことから、保護者の期待も高まり、主として大学・高校入試対策等への不安から公立学校ではなく私立学校への進学を希望する声も多い。

中学校の卒業者数は限られているので、特に入学者からの授業料等を主な運営経費としている私立学校は、経営可能な収入を得るため定員を確保したいのは当然である。生徒急増期、急減期には公私協定という形で公立学校と私立学校でその生徒比率を配分する協定が存在していたこともあった。これが前述した公立7：私立3の割合である。大都市圏など私立学校が多い地域では6：4であることもある。大阪府の橋下前知事は平成20年（2008年）に、この公私協定についてカルテルのようなものと厳しい指摘<sup>29</sup>をして、私学協会から大きな反発を招いた。実際、こうした公私協定については減少しており、国立教育政策研究所のシンポジウムにおいて坂野氏は、「生徒急増期に対応できない部分について私学

をお願いをしていた部分があったものの、生徒が減少している現在ではほとんど機能しなくなっており、私学は採りたいだけ生徒を採る、公立高等学校の生徒数が減少する」と指摘されている<sup>30</sup>。

こうした公立、私立高等学校の存在は、どちらが優れており、今後発展していくかという競争ではない。その上で、公私どちらも共存、発展していくべき存在を目指すべきであるのは当然である。新自由主義的な市場原理主義の浸透から、生徒や保護者から選ばれる学校でなければならない、競争により選ばれた学校でなければ生徒を奪われるといった考え方が根強くなりつつあるのが現状である。今後は、公私立学校のあり方、役割ということも今まで以上に問われてくると考えられる。公立高等学校の再編・整備の中で、その垣根をこえた形態についても検討されていくと考えられる。そうした中で、アメリカで導入が進む公設民営学校（チャータースクール）の導入検討なども進められている。公設民営学校が設置された場合、教職員定数の算定もまた同時に変化してくる必要がある。その際は、私学が自由な学級編制をすることが可能であるため、1学級40名をベースとした収容定員という現在の考え方ではなく、生徒数を基軸とした考え方が用いられる可能性もある。初等中等教育の教職員の必要数に学級という単位を基礎としていることは世界でも稀であるので、その転換が図られることもありうるだろう。

## Ⅶ 考察

高等学校の再編整備が全国各地で進められている。平成元年（1989年）のピークから大幅な生徒数の減少となり、学校数及び収容定員を適正規模にすることが急務である。一方、生徒の高等学校に対するニーズの多様化や社会の要請にあわせて公立高等学校のあり方にも変化が求められている。国、地方共に財政難であり、大幅な好転は見込まれにくい中で、高等学校の再編・整備により教職員の戦略的、効果的な配置も同時に求められる。他方、再編・整備の方法によっては、想定以上の教職員数を必要とすることもある。特色のある学校や総合学科をはじめとする新たな形態の学校にはそれだけの教職員数を必要とする。多忙化する教員の勤務実態や複雑化する諸課題を解決するためには多少の教職員数の増加は必要であり、許容されるところだと考えられるが、公務員であるがゆえに一旦雇用すると長期にわたる継続的な負担は避けられない。施設整備や教育政策など大きな予算を必要とする教育費において、最も負担の大きい人件費を起因とする教育財政の硬直化は避けなければならない。また一方で、低い金額で雇用可能であるために、人数を措置するだけの非正規教員の増加は、教育の質という意味で本末転倒となりかねない。単なる人数確保の方策は、個々の教職員の責任感の欠如にもつながりかねず、各学校の特色ある取組みを維持できるかというところにも大きく関わってくるであろう。それゆえ、高校標準法での教職員定数の算定数の推移を見極めたうえで、教職員の年齢構成や採用計画など多角的に捉えることが必要である。

単純に再編・整備すれば学校は活性化されるという視点だけでは早計であり、歴史的な背景を踏まえたうえで、多少小規模校が増えても今ある資源を有効に活用することも視野にいれながらその計画を練る必要がある。高等学校の再編・整備は中学生以下の子どもたちはもとより地域社会にも大きな影響を与える。これからは、私立高等学校との関係や中

長期的な高等学校のあり方も問われてくるであろう。短期的で財政論に終始するような短絡的な議論ではなく、横断的で将来を見据えた丁寧な議論をすることが重要であり、高等学校の設置者である地方公共団体がその土台となる方向性を示していくことを期待する。

【注】

- 1 佐々木幸寿 『改正教育基本法』 日本文教出版 2009年 P154-155
- 2 若林敬子 『増補版 学校統廃合の社会学的研究』 御茶ノ水書房 2012年 P497
- 3 市川昭午・林健久 『教育財政』 東京大学出版会 1983年 P104
- 4 国会会議録 昭和35年5月11日 衆議院文教委員会
- 5 樋口修資 『教育行政と学校経営— 改正教育基本法下の公教育制度の理念と経営—』 明星大学出版部 2008年 P203
- 6 菊地栄治 『高校教育改革の総合的研究』 多賀出版 1997年 P84
- 7 大脇康弘 『戦後高校教育の歴史』 大阪教育大学教育学論集第23号 1994年 P50
- 8 菊地 前掲書 P4
- 9 中央教育審議会答申 「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」
- 10 杉野剛（代表） 『高等学校政策全般の検証に基づく高等学校の総合的研究（報告書）』 国立教育政策研究所 2014年 P15-17
- 11 杉野 前掲書 P20
- 12 文部科学省資料  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/shinkou/genjyo/021201.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shinkou/genjyo/021201.htm)
- 13 菊地 前掲書 P66
- 14 菊地 前掲書 P66
- 15 文部科学省 中央教育審議会（初等中等教育部会）資料 「専門学科等における職業教育の充実について」 平成24年2月16日
- 16 岩波書店編 『教育の政治経済学』 岩波書店 1998年 P190
- 17 岩波書店編 再掲 P191
- 18 文部科学省中央教育審議会（初等中等教育部会）資料「初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ～高校教育の質の確保・向上に向けて～」2014年  
[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_/icsFiles/afieldfile/2014/07/25/1349740\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_/icsFiles/afieldfile/2014/07/25/1349740_1.pdf)
- 19 文部科学白書 1988年
- 20 磯田文雄 『教育行政』 ミネルヴァ書房 2014年 P296
- 21 佐賀県資料 「県立高等学校の望ましい規模について」 2012年  
<http://www.pref.saga.lg.jp/web/var/rev0/0102/9079/20122316256.pdf>
- 22 埼玉県教育委員会ホームページ  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2207/20u00-kousou/20u00-kousou-dai3shou.html>
- 23 千葉県資料 <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/kaikaku/miryoku/saihen/suisin-plan/documents/tekiseikibo.pdf>
- 24 佐賀県資料 前掲
- 25 辻村貴洋・大久保良次・佐坂真由実・佐藤結実・豊沢淳子・長井梓・月居由香 『小規模高校に関する基礎的研究』 北海道大学学術成果コレクション 公教育システム研究
- 26 文部科学省資料  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/029/shiryo/05072002/002.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/029/shiryo/05072002/002.pdf)
- 27 佐々木幸寿 柳瀬昇 『憲法と教育』 学文社 2008年 P50
- 28 安彦忠彦 『公立学校はどう変わるのか』 教育出版 2011年 P146
- 29 朝日新聞デジタル 2008年12月10日  
<http://www.asahi.com/special/08002/OSK200812100001.html>
- 30 平成21年8月25日 国立教育政策研究所 第28回教育研究公開シンポジウム 坂野慎二氏発言  
<https://www.nier.go.jp/kyoutsu2/sympo28-7.pdf>